

令和 7 年第 5 回

各務原市議会定例會議案

令和 7 年 1 月 3 日

目 次

議第111号	令和7年度各務原市一般会計補正予算（第6号）	別冊
議第112号	令和7年度各務原市一般会計補正予算（第7号）	別冊
議第113号	令和7年度各務原市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	別冊
議第114号	令和7年度各務原市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	別冊
議第115号	令和7年度各務原市水道事業会計補正予算（第2号）	別冊
議第116号	令和7年度各務原市下水道事業会計補正予算（第1号）	別冊
議第117号	各務原市情報公開条例の一部を改正する条例について	4頁
議第118号	各務原市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例について	8頁
議第119号	各務原市火災予防条例の一部を改正する条例について	10頁
議第120号	各務原市議会議員及び各務原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について	14頁
議第121号	各務原市一般旅券印紙等購買基金条例の一部を改正する条例について	16頁
議第122号	各務原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について	18頁
議第123号	各務原市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について	29頁
議第124号	各務原市火入れに関する条例の一部を改正する条例について	42頁
議第125号	各務原市附属機関設置条例の一部を改正する条例について	44頁
議第126号	各務原市手数料条例の一部を改正する条例について	46頁
議第127号	岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について	48頁
議第128号	岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について	50頁
議第129号	岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について	53頁
議第130号	工事請負契約の締結について（那加中央保育所空調等改修工事）	55頁

議第 131 号	公の施設の指定管理者の指定について（各務原市鵜沼三ツ池 集会場ほか 33 施設）	57 頁
議第 132 号	公の施設の指定管理者の指定について（学びの森駐車場ほか 8 施設）	60 頁
議第 133 号	公の施設の指定管理者の指定について（各務原市民プール）	61 頁
議第 134 号	市道路線の認定について（市道鵜 1434 号線）	62 頁
議第 135 号	市道路線の廃止及び認定について（市道各 197 号線ほか 1 路線）	64 頁

議第 117 号

各務原市情報公開条例の一部を改正する条例について

各務原市情報公開条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 1 月 3 日提出

各務原市長 浅野 健司

提案理由

公文書の写しの交付に係る手数料を定める等のため、この条例を定めようとする。

## 各務原市情報公開条例の一部を改正する条例

各務原市情報公開条例（平成11年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「磁気テープ」を「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）」に改める。

第6条第1項第2号を次のように改める。

（2）個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（公文書に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。次号において同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。次号において同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

第6条第2項中「、非公開情報」を「、非公開とする情報」に改める。

第8条第3項ただし書中「第1項」を「同項」に改め、「とき」の次に「、その他市の規則で定めるとき」を加える。

第10条の見出しを「(手数料)」に改め、同条第1項中「閲覧」の次に「又は視聴」を加え、同条第2項中「当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければ」を「別表に定める額の手数料を納めなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、同項の写しの送付を受ける場合の手数料の額は、別表に定める額に郵便料金その他の送付に要する費用に相当する額を加算した額とする。附則の次に次の別表を加える。

別表（第10条関係）

区分	手数料
1 複写機による用紙への複写又は電磁的記録の用紙への出力	白黒 1面につき10円
	カラー 1面につき20円
2 電磁的記録の記録媒体への複写（3の項に該当するものを除く。）	記録媒体1枚につき100円に当該電磁的記録1ファイルごとに210円を加えた額
3 スキャナにより読み取って作成した電磁的記録の記録媒体への複写	記録媒体1枚につき100円に読み取った1面ごとに10円を加えた額
4 電磁的記録の電子情報処理組織の使用による交付（5の項に該当するものを除く。）	1ファイルにつき210円
5 スキャナにより読み取って作成した電磁的記録の電子情報処理組織の使用による交付	1面につき10円
6 その他の方法による交付	写しの作成に要する費用に相当する額

#### 備考

- 1 この表において「用紙」とは、日本産業規格A列3番までの大きさの用紙をいう。
- 2 この表において「記録媒体」とは、光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）をいう。
- 3 この表において「電子情報処理組織」とは、実施機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と公文書の写しの交付を受けようとするものの使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 4 1の項の場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1面として手数料の額を算定する。
- 5 3の項又は5の項の場合において、両面に印刷された公文書を読み取るとき

は、片面を1面として手数料の額を算定する。

## 附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市情報公開条例（以下「新条例」という。）第6条第1項（第2号に係る部分に限る。）及び第8条第3項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に公文書の公開の請求を受けたものについて適用し、施行日前に公文書の公開の請求を受けたものについては、なお従前の例による。
- 3 新条例第10条第2項及び第3項（これらの規定を新条例第14条第3項において準用する場合を含む。）並びに別表の規定は、施行日以後に公文書の公開の請求又は申出を受けたものについて適用し、施行日前に公文書の公開の請求又は申出を受けたものについては、なお従前の例による。

議第118号

各務原市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例について

各務原市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年12月3日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

手数料の額を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例  
各務原市行政不服審査法施行条例（平成28年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（手数料の額）

第2条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する手数料の額は、次の表に定めるとおりとする。

交付の方法	金額	
1 交付に係る法第38条第1項に規定する書面又は書類を複写機により用紙の片面又は両面に複写したものとの交付	白黒	A3判（日本産業規格A列3番をいう。以下同じ。）まで1枚につき10円
	カラー	A3判まで1枚につき20円
2 交付に係る法第38条第1項に規定する電磁的記録に記録された事項を用紙の片面又は両面に出力したものとの交付	白黒	A3判まで1枚につき10円
	カラー	A3判まで1枚につき20円
3 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法	1の項又は2の項に掲げる交付の方法（用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。）によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円	

備考

- 1 の項又は2の項の場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。
- 用紙の大きさがA3判を超える場合の手数料の額は、実費相当額とする。

附 則

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 改正後の各務原市行政不服審査法施行条例第2条（同条例第5条において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後に行われる行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第38条第1項（法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法令において準用する場合を含む。）又は法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付の求め（以下「交付請求」という。）に係る手数料について適用し、同日前に行われた交付請求に係る手数料については、なお従前の例による。

議第119号

各務原市火災予防条例の一部を改正する条例について

各務原市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年12月3日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

林野火災の予防について定める等のため、この条例を定めようとする。

## 各務原市火災予防条例の一部を改正する条例

各務原市火災予防条例（昭和38年条例第48号）の一部を次のように改正する。

「  
目次中 第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—第29条の7）」

「

第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—第29条の7）に改める。

第3章の3 林野火災の予防（第29条の8・第29条の9）」

第7条の2の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とし、第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

（1）火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離

隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

（2）簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規

定を準用する。

第29条中「警報」の次に「（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加え、同条第7号を削る。

第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第3章の2の次に次の1章を加える。

### 第3章の3 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第42条の3第1項第3号中「第45条」を「第45条第1項第6号」に改める。

第44条第6号の次に次の1号を加える。

(6) の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

第45条第1号中「行為」の次に「（たき火を含む。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 消防署長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

### 附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第7条の2の改正規定、同

条を第7条の3とし、第7条の次に1条を加える改正規定、第29条の7第1項第1号の改正規定、第44条第6号の次に1号を加える改正規定及び同条第7号の改正規定は、令和8年3月31日から施行する。

議第120号

各務原市議会議員及び各務原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市議会議員及び各務原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年12月3日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

選挙運動の公費負担に係る限度額を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市議会議員及び各務原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する  
条例の一部を改正する条例

各務原市議会議員及び各務原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例  
(平成8年条例第15号) の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「7円73銭」を「8円38銭」に改め、同条第3号中「541円  
31銭」を「586円88銭」に改める。

第4条の2中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の各務原市議会議員及び各務原市長の選挙における選挙運動の公費負担に  
関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について  
適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、  
なお従前の例による。

議第121号

各務原市一般旅券印紙等購買基金条例の一部を改正する条例について

各務原市一般旅券印紙等購買基金条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年12月3日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

岐阜県収入証紙の売りさばきに関する事務の廃止に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

## 各務原市一般旅券印紙等購買基金条例の一部を改正する条例

各務原市一般旅券印紙等購買基金条例（平成23年条例第24号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

### 各務原市一般旅券印紙購買基金条例

第1条中「及び岐阜県収入証紙（以下「証紙」という。）」を削り、「各務原市一般旅券印紙等購買基金」を「各務原市一般旅券印紙購買基金」に改める。

第3条（見出しを含む。）中「及び証紙」を削る。

### 附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

議第 122 号

各務原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

各務原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 12 月 3 日提出

各務原市長 浅野 健司

提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、この条例を定めようとする。

# 各務原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

## 目次

第1章 総則（第1条—第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

　第1節 通則（第20条）

　第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第25条）

　第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第26条・第27条）

第3章 雜則（第28条・第29条）

## 附則

　第1章 総則

　（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第34条の16第1項の規定により、市長の監督に属する乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法で使用する用語の例による。

（最低基準の目的等）

第3条 最低基準は、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

2 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

3 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上

させなければならない。

- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。  
(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。
- 7 乳児等通園支援事業者及び乳児等通園支援事業に従事する職員は、各務原市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当するものであってはならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、消火器等の消防用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不斷の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園

支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）

第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等）

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽<sup>さんざん</sup>に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確

保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たつての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項  
(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならぬ。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならぬ。

## 第2章 乳児等通園支援事業

### 第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等

通園支援事業とする。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。
- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

## 第2節 一般型乳児等通園支援事業

### （設備の基準）

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に

設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上 の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の

各部分からその一に至る歩行距離が 30 メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第 112 条第 1 項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(職員)

第 22 条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね 3 人につき 1 人以上、満 1 歳以上満 3 歳未満の幼児おおむね 6 人につき 1 人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一の一般型乳児等通園支援事業所につき 2 人を下ることはできない。

3 乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する者でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型

乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

- (1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。
- (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(設備及び職員の基準の特例)

第23条 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

(乳児等通園支援の内容)

第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者的心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

### 第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岐阜県条例第90号）に定める基準（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 岐阜県認定こども園の認定の要

件に関する条例（平成18年岐阜県条例第48号）に定める基準

- (3) 幼保連携型認定こども園 岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年岐阜県条例第63号）に定める基準
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第29号）に定める基準（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（準用）

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

### 第3章 雜則

（電磁的記録）

第28条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（委任）

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第123号

各務原市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について

各務原市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように定めるものとする。

令和7年12月3日提出

各務原市長 浅野健司

#### 提案理由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、この条例を定めようとする。

# 各務原市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

## 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

　第1節 利用定員に関する基準（第3条）

　第2節 運営に関する基準（第4条—第32条）

第3章 雜則（第33条・第34条）

## 附則

　第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業（法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。）を行う者、児童福

祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者及び特定乳児等通園支援事業に従事する職員は、各務原市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当するものであってはならない。

## 第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

### 第1節 利用定員に関する基準

- 第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

### 第2節 運営に関する基準

#### （面談）

- 第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者的心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならぬ。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもとの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提

供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。  
(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領(法第30条の20第5項(法第30条の21第3項において準用する場合を含む。)の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。)を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額(法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものとの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適當と認められるもの

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費

用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならぬ。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費（法第30条の20第1項の乳児等支援給付費をいう。以下同じ。）の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならぬ。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならぬ。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に

努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかなければならぬ。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
  - (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
  - (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
  - (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
  - (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
  - (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
  - (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
  - (8) 緊急時等における対応方法
  - (9) 非常災害対策
  - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
  - (11) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要な事項
- (勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならぬ

い。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならぬ。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるよう、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設（法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。）、地域型保育事業者（地域型保育（法第7条第5項に規定する地域型保育をいう。）を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援（法第7条第11項に規定する乳児等通園支援をいう。）を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收

受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めなければならない。  
(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること

と。

- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第14条に規定する指針に準じて定める特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第18条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雜則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載

された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。)により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第1号において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法  
イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。  
4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとする

ときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ及び第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、同項第1号イ中「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項各号列記以外の部分中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあり、及び「同項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

（委任）

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第124号

各務原市火入れに関する条例の一部を改正する条例について

各務原市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年12月3日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

林野火災に関する注意報が発令された場合の火入れ行為について定めるため、この条例を定めようとする。

## 各務原市火入れに関する条例の一部を改正する条例

各務原市火入れに関する条例（昭和59年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第14条中「火災警報」を「林野火災に関する注意報若しくは火災警報」に改める。

### 附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

議第125号

各務原市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

各務原市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年12月3日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

学校給食調理場整備検討委員会を設置する等のため、この条例を定めようとする。

## 各務原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

各務原市附属機関設置条例(令和3年条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表第1 教育委員会の部各務原特別支援学校跡地等利用検討委員会の項を次のように改める。

各務原市	学校給食調理場の集約	6人	(1) 学識経験を有する者	委嘱の日
学校給食化及び学校給食の提供			(2) 学校教育関係者	から調査
調理場整体制について必要な事			(3) 教育団体その他の団	審議が終
備検討委員会	項を調査審議すること。		体の役員等	了するま
			(4) 市民	で

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第126号

各務原市手数料条例の一部を改正する条例について

各務原市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年12月3日提出

各務原市長 浅野健司

提案理由

建築基準法施行令の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

## 各務原市手数料条例の一部を改正する条例

各務原市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表16の項第58号中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改め、同項第59号中「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 127 号

岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、岐阜県市町村会館組合規約を次のように変更するものとする。

令和 7 年 12 月 3 日提出

各務原市長 浅野 健司

提案理由

岐阜県市町村会館組合の解散に伴う事務の承継について定めるため、この規約を定めようとする。

岐阜県市町村会館組合規約の一部を変更する規約

岐阜県市町村会館組合規約（平成五年十二月二十日岐阜県指令伊総第八百九十一号）  
の一部を次のように変更する。

第十二条を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

組合の解散に伴う事務の承継にあっては、組合を組織する市町村がその議会の議  
決を経て行う協議をもって定める。

附 則

この規約は、岐阜県知事の許可のあった日から施行する。

議第128号

岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条及び第289条並びに令和7年規約変更についての知事の許可後の岐阜県市町村会館組合規約第12条第1項の規定により、岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等について次とおり関係地方公共団体が協議することにつき、同法第290条及び同規約第12条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和7年12月3日提出

各務原市長 浅野健司

岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議書  
に代わる同意書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定による岐阜県市町村会館組合（以下「組合」という。）の解散及び同法第289条の規定による財産処分並びに令和7年規約変更についての知事の許可後の岐阜県市町村会館組合規約第12条第1項の規定による事務の承継等について、次のとおり定めることに異議ありません。

記

1 解散の期日

令和8年3月31日をもって解散するものとする。

2 解散に伴う財産処分

- (1) 岐阜県県民ふれあい会館入居基金は、岐阜県町村委会に返還する。
- (2) 財政調整積立金は、直近の年度における関係地方公共団体が負担した市町村負担金の割合に応じて関係地方公共団体に分配する。

3 解散に伴う事務の承継等

- (1) 岐阜県県民ふれあい会館への入居事務については、現に入居する団体が直接、岐阜県観光文化スポーツ部文化創造課及び指定管理者との間で行う。
- (2) 軽自動車税申告書特別調査事務については、42市町村で新たに組織する（仮称）岐阜県軽自動車税事務共同処理協議会により共同処理する。
- (3) 打ち切り決算の審査及び認定は、解散の日における組合長の市町村において行い、当該市町村の長は、その決算を当該認定する議会の議決とともに、他の関係地方公共団体の長に報告しなければならない。
- (4) 他の関係市町村長は、前号の規定による報告があったときは、直ちに決算の要領を公表するものとする。
- (5) 打ち切り決算後の歳計現金は、（仮称）岐阜県軽自動車税事務共同処理協議会に譲渡する。
- (6) 組合が保有する職員の人事に関する文書は岐阜県市町村職員退職手当組合が承継し、軽自動車税申告書特別調査事務に関する文書は（仮称）岐阜県軽自動車税事務共同処理協議会が承継し、それ以外の文書は岐阜県町村委会が承継する。

#### 4 職員の処遇等

- (1) 解散時に在職する4名の職員は、岐阜県市町村職員退職手当組合の職員として身分を引き継ぐ。
- (2) 組合が岐阜県市町村職員退職手当組合に納付した負担金及び岐阜県市町村職員退職手当組合から支払われた給付金の累計額は、岐阜県市町村職員退職手当組合の加入及び脱退の取扱いに関する条例（平成15年岐阜県市町村職員退職手当組合条例第3号）第12条第2号の規定により岐阜県市町村職員退職手当組合に承継するものとする。
- (3) 令和7年度分の地方公務員公務災害基金の精算ほか第1号の職員にかかる負担金等の精算は、岐阜県市町村職員退職手当組合が行う。

#### 5 疑義等の協議

この同意書に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、関係地方公共団体がその都度協議して定めるものとする。

議第129号

岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和8年3月31日をもって岐阜県市町村職員退職手当組合から岐阜県市町村会館組合が脱退すること及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和7年12月3日提出

各務原市長 浅野健司

岐阜県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約

岐阜県市町村職員退職手当組合規約（昭和36年9月30日岐阜県指令第1326  
1号許可）の一部を次のように改正する。

別表中「、岐阜県市町村委会館組合」を削る。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和 7 年 12 月 3 日提出

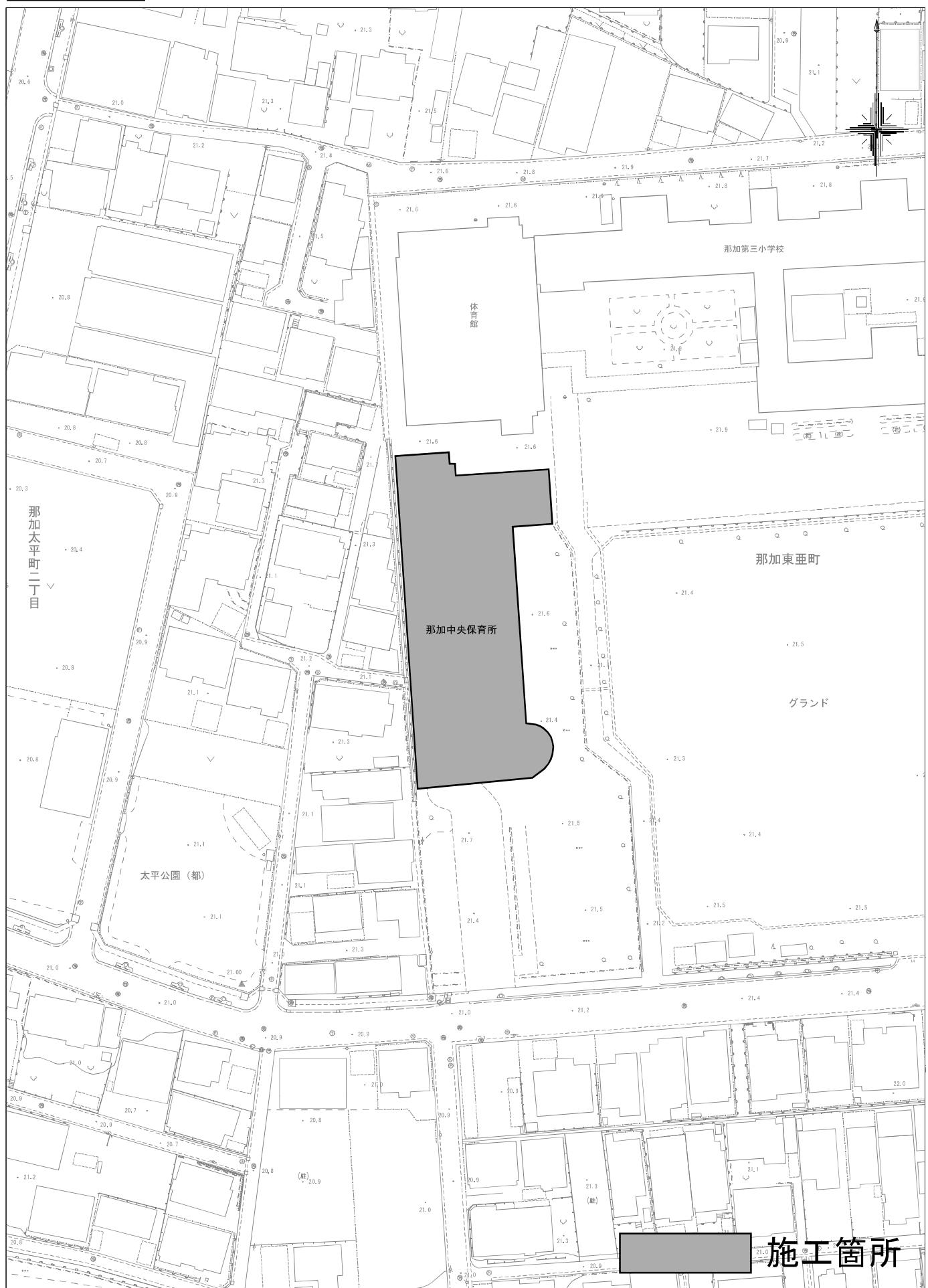
各務原市長 浅野 健司

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 那加中央保育所空調等改修工事   |
| 2 契約の方法  | 総合評価一般競争入札   |
| 3 契約の金額  | 176,000,000 円  |
| 4 契約の相手方 | 各務原市鵜沼川崎町 1 丁目 9 番地<br>川崎・丸共特定建設工事共同企業体<br>代表者 各務原市鵜沼川崎町 1 丁目 9 番地<br>川崎設備工業株式会社 各務原営業所<br>所長 荘谷 和正<br>構成員 各務原市那加前洞新町 4 丁目 89 番地<br>丸共管工株式会社<br>代表取締役 安藤 猛 |

# 資料

# 位置図

1:1000



公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

令和7年12月3日提出

各務原市長 浅野健司

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び指定管理者となる団体の名称

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称
各務原市鵜沼三ツ池集会場	各務原市鵜沼三ツ池町5丁目63番地2 三ツ池区連合自治会 会長 山本和久
各務原市前渡西町第1集会場	各務原市前渡西町797番地3 各務原市前渡西町一丁目自治会 会長 尾関芳男
各務原市那加楠町集会場	各務原市那加楠町53番地19 那加楠町第1、第2自治会 代表 那加楠町第2自治会会长 堤富士夫
各務原市那加東部集会場	各務原市那加楠町32番地3 各務原市那加門前町2、3、4丁目、桜町1丁目自治会 代表 那加第2東部自治会連合会会长 松岡秀人
各務原市那加大東町集会場	各務原市那加大東町27番地8 各務原市那加大東町自治会 会長 今尾春由
各務原市鵜沼川崎町集会場	各務原市鵜沼川崎町3丁目229番地8 川崎町 区長 石崎弥生
各務原市前渡西町集会場	各務原市前渡西町727番地1 前渡西町連合自治会 会長 後藤千晴

各務原市那加織田町集会場	各務原市那加信長町2丁目7番地 織田町、信長町、信長町3丁目自治会 代表 信長町自治会会长 掛上民夫
各務原市三井北町集会場	各務原市三井北町1丁目31番地6 三井北町自治会 代表 三井北町第1自治会会长 鍵谷実
各務原市長平集会場	各務原市前渡東町1丁目87番地 長平自治会 会長 丹羽裕行
各務原市松が丘コミュニティセンター	各務原市松が丘2丁目99番地 松が丘連合自治会 会長 山下晴彦
各務原市鵜沼各務原区コミュニティセンター	各務原市鵜沼各務原町2丁目54番地3 各務原区 区長 瀧口泰之
各務原市緑苑コミュニティセンター	各務原市緑苑東3丁目1番地5 緑苑自治会連合会 会長 原重雄
各務原市三柿野東自治会館	各務原市蘇原三柿野町298番地148 三柿野東自治会 会長 赤座憲治
各務原市つつじが丘ふれあいセンター	各務原市つつじが丘4丁目120番地 つつじが丘連合自治会 会長 加藤一己
各務原市尾崎中央ふれあい会館	各務原市尾崎西町1丁目7番地6 尾崎自治会連合会 会長 福井克典
各務原市柿沢ふれあいセンター	各務原市蘇原早苗町80番地3 柿沢自治会 代表 柿沢第2自治会会长 大堀敏靖
各務原市鵜沼台コミュニティセンター	各務原市鵜沼東町2丁目214番地2 鵜沼台区会 区長 日比野宏
各務原市入会・昭南ふれあいセンター	各務原市入会町1丁目3番地 入会町1・2丁目、3丁目、4丁目、昭南町自治会 代表 入会町1・2丁目自治会会长 古賀大助
各務原市新鵜沼台コミュニティセンター	各務原市新鵜沼台8丁目3番地 新鵜沼台区会 区長 鈴木貴代
各務原市三井東町ふれあいセンター	各務原市三井東町4丁目96番地3 三井東町自治会 会長 竹内良郎

各務原市鵜沼東町ふれあいセンター	各務原市鵜沼東町8丁目18番地 東町自治会 区長 亀山 穂
各務原市旭町ふれあいセンター	各務原市蘇原柿沢町3丁目3番地25 旭自治会連合会 会長 森 英樹
各務原市大伊木町ふれあいセンター	各務原市鵜沼大伊木町5丁目166番地 各務原市鵜沼大伊木区、大牧団地自治会 代表 各務原市鵜沼大伊木区自治会区長 岡部 繁樹
各務原市新加納地区ふれあいセンター	各務原市那加新加納町2280番地 新加納連合自治会 会長 伊藤 邦雄
各務原市琴が丘ふれあい会館	各務原市那加琴が丘町3丁目106番地 各務原市琴が丘自治会 会長 熊田 一男
各務原市蘇原古市場地区ふれあいセンター	各務原市蘇原古市場町3丁目8番地 古市場町、川協団地、リバーサイド熊田自治会 代表 古市場町自治会会长 仲野 勝美
各務原市朝日ふれあいセンター	各務原市鵜沼朝日町3丁目240番地5 朝日町自治会連合会 会長 濱口 修也
各務原市コミュニティ炉畠	各務原市鵜沼三ツ池町5丁目63番地2 三ツ池区連合自治会 会長 山本 和久
各務原市ふれあいセンター前野	各務原市那加前野町2丁目173番地 前野町、野畠町自治会 代表 前野町自治会会长 宇野 佳之
各務原市丸子町ふれあいセンター	各務原市鵜沼丸子町3丁目20番地 各務原市鵜沼丸子町自治会 会長 熊崎 瑛大
各務原市鵜沼南町会館	各務原市鵜沼南町6丁目105番地 各務原市鵜沼南町区 区長 坂井 忍
各務原市鵜沼西町交流館	各務原市鵜沼西町1丁目931番地 鵜沼西町自治会連合会 会長 太田 雅仁
各務原市東新町ふれあいセンター	各務原市那加東新町2丁目31番地1 各務原市那加東新町自治会 会長 後藤 昌弘

## 2 指定の期間

令和8年4月1日から令和18年3月31日まで

議第 132 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

令和 7 年 1 月 23 日提出

各務原市長 浅野 健司

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

学びの森駐車場

図書館前駐車場

市民公園通り駐車場

J R 那加駅前駐車場

市民公園駐車場

市民公園北駐車場

総合福祉社会館駐車場

産業文化センター駐車場

本庁舎駐車場

2 指定管理者となる団体の名称

愛知県名古屋市中村区名駅南 2 丁目 14 番 19 号

名鉄協商株式会社

代表取締役 小林 昌弘

3 指定の期間

令和 8 年 6 月 1 日から令和 13 年 5 月 31 日まで

議第133号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

令和7年12月3日提出

各務原市長 浅野健司

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

各務原市民プール

2 指定管理者となる団体の名称

愛知県名古屋市中区栄1丁目16番6号

シンコースポーツ・東急コミュニケーション共同事業体

代表団体 愛知県名古屋市中区栄1丁目16番6号

シンコースポーツ株式会社 名古屋支店

支店長 大西一樹

構成団体 愛知県名古屋市中村区名駅1丁目1番1号

株式会社東急コミュニケーション

東海・西日本支社 東海営業部長 佐藤剛

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

## 議第134号

### 市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次のとおり市道路線を認定するものとする。

令和7年12月3日提出

各務原市長 浅野健司

### 提案理由

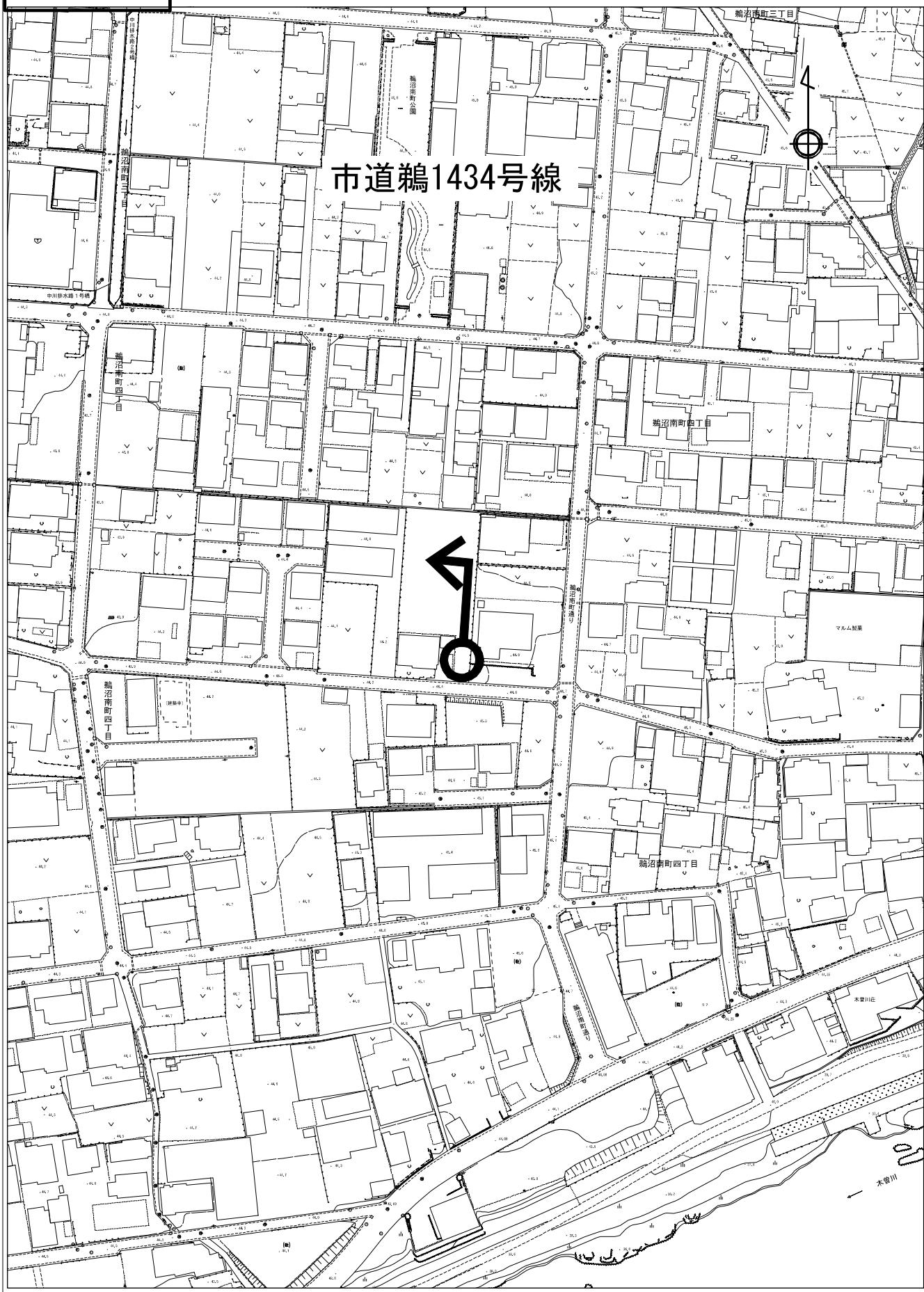
道路整備事業の代替地の活用を図るため設置する道路を市道として認定しようとする。

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
市道 鵜1434号線	各務原市鵜沼南町4丁目80番2 各務原市鵜沼南町4丁目79番4	地先から 地先まで

資料

# 市道認定路線図

1:1500



## 議第135号

### 市道路線の廃止及び認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項及び第8条第2項の規定により、次のとおり市道路線を廃止及び認定するものとする。

令和7年12月3日提出

各務原市長 浅野健司

#### 提案理由

開発行為に伴い、市道路線の再編成をするため、それぞれ廃止及び認定しようとする。

#### 1 廃止路線

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
市道 各197号線	各務原市各務東町5丁目128番	地先から
	各務原市各務東町5丁目99番	地先まで
市道 各198号線	各務原市各務東町5丁目102番	地先から
	各務原市各務東町5丁目137番	地先まで

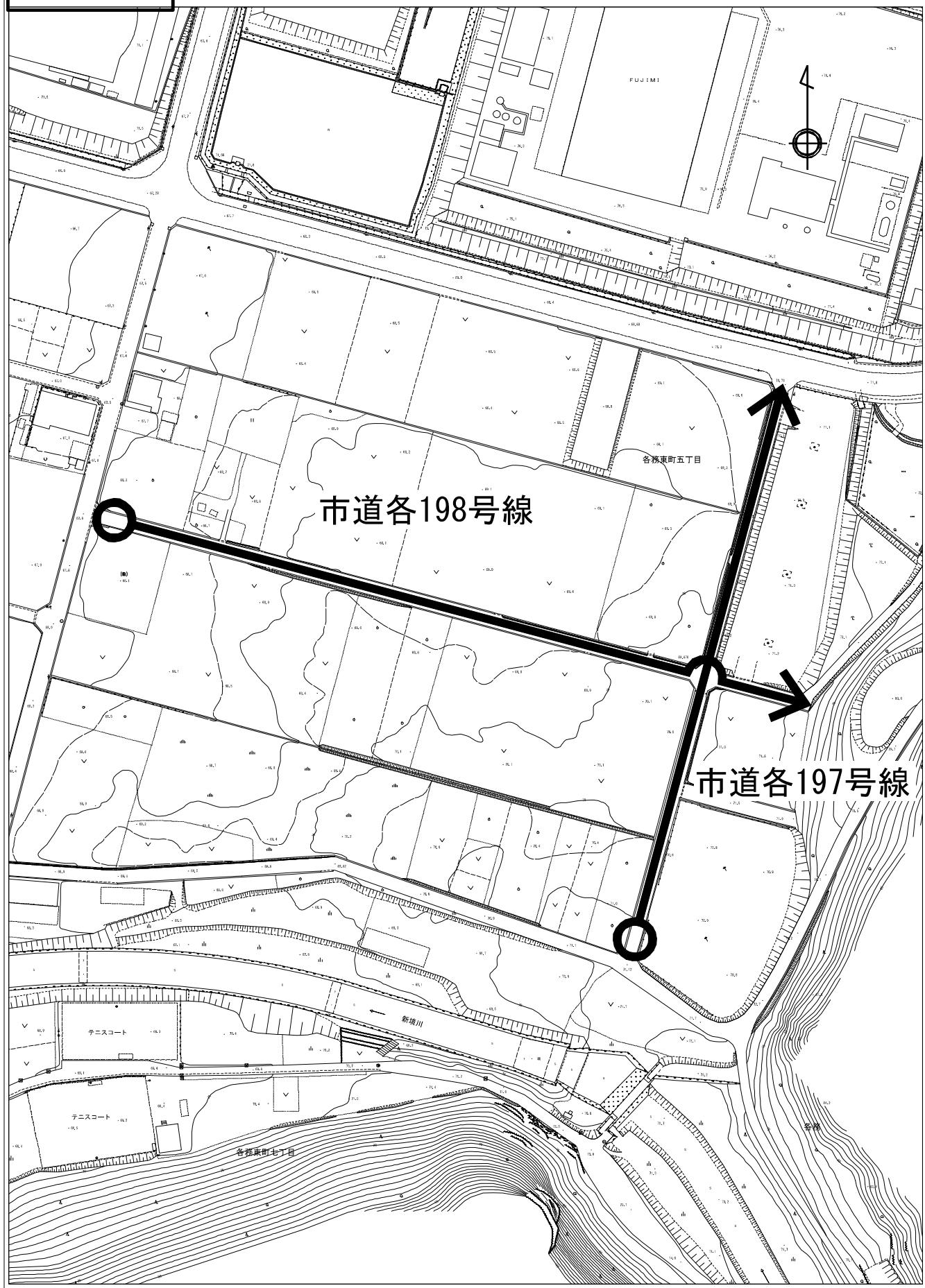
#### 2 認定路線

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
市道 各197号線	各務原市各務東町5丁目144番	地先から
	各務原市各務東町5丁目99番	地先まで

資料

# 市道廃止路線図

1:1500



資料

# 市道認定路線図

1:1500

市道各197号線

